

第7章 附則

1. 改正法の施行期日及び経過措置（附則第1条～第5条）

各章における「施行期日」・「経過措置」を参照。

2. 政令への委任（附則第6条）

◆附則第6条（政令への委任）

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則第2条から第5条に定めるもののほか、本改正法に関し必要な経過措置は政令で定めることとした。

3. 検討（附則第7条）

◆附則第7条（検討）

（検討）

第七条 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年を経過した場合において、新特許法第一百七条第一項並びに新商標法第四十条第一項及び第二項、第四十一条の二第一項及び第二項、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八条の三十第一項各号及び第五項の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

特許関係料金、商標関係料金の体系については、今後も経済情勢や出願動向等を踏まえて実態に即した料金体系を構築していく必要がある。そこで、特許関係料金、商標関係料金の体系は、必要があれば柔軟に見直しを行う必要があることから、見直し条項を規定した。

4. 過去の法令の一部改正及び経過措置（附則第8条～第13条）

第4章特許関係料金・商標関係料金の引下げにおける「過去の法令の一部改正及び経過措置」を参照。

5. 登録免許税法の一部改正（附則第14条）

◆附則第14条（登録免許税法の一部改正）

（登録免許税法の一部改正）

第十四条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十三号（二）中「又は通常実施権の設定又は保存の登録」を「（仮専用実施権を含む。以下この号において同じ。）又は通常実施権（仮通常実施権を含む。以下この号において同じ。）の設定又は保存の登録（仮専用実施権又は登録した仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたことに伴い当該仮専用実施権又は登録した仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において受けるものを除く。）」に改める。

仮専用実施権及び仮通常実施権の登録制度を新たに設けることに伴い、その登録に当たっては、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第2条の規定に基づく登録免許税の納付が必要となることから、登録免許税法別表第一を改正することとした。